

令和2年第4回

# 臨時会会議録

会 期

令和2年6月30日(火)

会 議 日

令和2年6月30日(火)

東串良町議会

## 令和2年第4回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和2年6月30日 午後1時46分  
閉 会 令和2年6月30日 午後2時 8分

### 出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

8番 上園 ミキ                      9番 宮地 利雄

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順
副町長	畠中 勇一郎
教育長	天神 康男
総務課長	江口 勝志
福祉課長	吉永 広史
企画課長	中島 孝一
農地課長兼農業委員会事務局長	前田 秀一
管理課長兼学校給食共同調理場所長	田尾 勝
総務課長補佐	上野 史生

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広                      書記 浜屋 啓子

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

## 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 同意第 9号 農業委員会委員の任命について

日程第 4 議案第47号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 5 議案第48号 訴訟上の和解について

日程第 6 議案第49号 令和 2 年度東串良町一般会計補正予算（第 4 号）

## 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 同意第 9号 農業委員会委員の任命について

日程第 4 議案第47号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 5 議案第48号 訴訟上の和解について

日程第 6 議案第49号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第4号）

## 会 議 の 経 過

開 会 午後 1時46分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和2年第4回東串良町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程の報告をします。

日程は、印刷してお手元に配付してありますので朗読を省略します。

---

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番 上園ミキ議員及び9番 宮地利雄議員を指名します。

---

### ◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

---

### ◆ 日程第3 同意第9号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第3 同意第9号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

## 会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

同意第9号 農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

東串良町川東1202番地2在住の久保田義春さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命するものでございます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により東串良町農業委員会委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

町長にお伺いいたしますが、前回否決をされたこの方を再度任命する、同意を求めることについて町長の中で考えていらっしゃるがあればお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

全協でも説明させていただきましたが、どうしても農業関係についてはこの方がいらっしゃるかと今のところ、できるだけ今議員の中からも出ていらっしゃる川東の圃場整備のことでございます。これをどうしても進めたいがためにも、この方が林田土地改良区の理事長でもいらっしゃいます。それと持留川の理事でもいらっしゃいますので、こういう方が、住民の方々を束ねた形で圃場整備に向けたことができるだろうと思っております、ぜひこの方がいらっしゃるほうが進めやすいという意向でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

今町長が説明されたとおりでであろうというふうに思いますが、もし今回、仮に前回と同じような結果が出た場合、町長不信任案と一緒にですね。そうなった場合、町長には解散権が与えられておりますよね。その場合、強くそういうことまで含めて考えてこういうふうに出されたのか、そこら辺の意気込みをまずお聞かせいただきたいと思っております。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員おっしゃる解散権まで考えたことでのことは考えておりません。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありますか。

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今回この同意案件につきまして、去る6月19日に上程され、賛成少数により否決されました。6月26日に再度人事案件を上程されておりますが、どのような選考を行われたのでしょうか。前回もお尋ねしましたが、今回の人事選考につきまして、前回の意見がどのように反映され、配慮され、人事案提出に至ったかを町長にお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今もお答えしましたけれども、どうしても農業関係については、このお方が一番適任であるということですね。それとこれから今、進めなくてはならない農業情勢がいっぱいございます。その中で卓越した、今農業委員会の会長でもございますので、できるだけこういう方、そして農家のための農業委員であり、そして町民のための農業委員であってほしいと思って、この方は一生懸命やっていたらっしゃることは私自身が身に覚えて、議員時代も一緒でしたけれども、一生懸命やられたことを踏まえてのことです。どうかよろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

1 番 小川香織議員。

### 1 番 (小 川)

今町長のほうから説明を頂き、ふさわしい方だということは理解できました。今回、討論内容、提出された同意案件第9号につきまして、しかしながら反対の立場を取らせていただき討論を行います。

令和2年6月19日金曜日に上程された同意議案ではありますが、東串良町農業委員会委員の任命につきまして当日既に議会民意が下され、不同意という決定を得た議案であると思います。会期独立の原則により一事不再議が回避されたからといってその決定を無視するような今回の上程は遺憾であり、民主主義である二代表制である議会を軽視する行いであると思います。納得の得られる説明のないまま疑義の残る議案提出につきまして、残念ながら同意することはできません。町長におきまして、議会民意を尊重した選考を行っていただきたいと今後あります。これで討論で終わります。

### 議 長 (田之畑)

次に、賛成者の発言を許します。

8 番 上園ミキ議員。

### 8 番 (上 園)

私は、賛成の立場で討論をいたします。今、選考に問題があるというふうに言われましたけれども、選考に問題があるとは思っておりません。12名応募されてその中から8名を選んだということは、本町の条例で8名となっている以上は、町長としての権限をフルに生かして8名に絞られたらと。あとの残りの方はほかのところで働いてくださると、もらおうというような説明も先般あったわけですね。私のところにも町民から電話がありまして、なぜこのような人をば農業委員として不採択としたのか、言わば信任しなかったのか。怒りの声が届きました。岩弘が済んだ後は、我々川東地区が圃場整備をしなくちゃならない場所になっている。そういうときに、その人が協力をしなかったら、川東の圃場整備はない。圃場整備を非常に強く望んでいらっしゃる方々の中には非常にこの方を信頼していらっしゃるって、農業委員として大変重要な方である。だから議会のみならずそこら辺のところを十分考えて農家のためになる人をどうして不採択とするのか、そこら辺のところはどうしても納得がいかないという住民の声もありますので、どうか議員の皆さん方もそこら辺のところを十分理解していただいて、今回は認めていただきたいというふうに私は思いますので、賛成する立場で討論にかえさせていただきます。

以上です。

### 議 長 (田之畑)

ほかに討論はありませんか。

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

この前の委員会でも言わせていただいたんですけれども、できることなら仕切り直しをと言ったんですけれども、その仕切り直しをする案件というのがこの農水のホームページに努力規定で設定基準とは別に努力規定で公平性と透明性を図る上でやるべきことということはA、B、C、Dで4つ書いてあります。そのとき委員会でA、B、C、D、1、申請を受けた者及び募集に応募した者や推薦者の意見を聞くこと。B、前任の農業委員、または推進委員の意見を聞くこと。C、パブリックコメントを行うこと、D、選定委員会を設けるこの4つがあるんですけれども一つもこの努力規定をやっているわけではないということで、そういうことになるとまだ公平性、透明性に欠けるんじゃないかということでもう少し早めにこの農業委員の選定を早めにやっつてこういうことをやるべきではなかったかなということを見ると、まだ納得できないので反対討論です。

以上です。

議 長（田之畑）

まだありますか。

7番 前田 隆議員。

7 番（前 田）

私は賛成の立場で討論いたします。

さっきの町長の話にもありました、同僚議員の話にもありました久保田義春さんという人は、林田土地改良区の理事長であり、また持留土地改良区の理事でもあります。また、さっきありました川東地区の圃場整備事業にも大変必要な方だと思います。一つだけこれは農業委員ですばらしいなと思ったことがあります。これは私事ですが、溜水の雪山のところに溜水の芝原さんというところから田んぼを借りて耕作しています。3分の1ぐらいは1メートル50ぐらいの段差がありますから、上は米を植えられていますから、うちはWCSを植えます。そうすると上から絞り水で3分の1ぐらいは収穫できません、毎年。今年WCSを植えた後だったと思いますけれども、本人から電話がありまして今調べてみたら県営農地耕作条件改良事業という補助暗渠工事という工事があるそうです。それをすればぬからないということで、本人は何も知らなかったと。それを体たしんさんがちゃんと申請をしてくれたでねと、おまえげんあっこもぬからよということで本人から私に連絡がありました。前田さん、こげなうれしいことはねえと。あっこはこげんこげんしてな、駄目でしょが、駄目ですよち言ったらちゃんとこういう事業にのっつてぬからないようにするからという、今までの農業委員の方でこういう方は初めて聞きました。だからぜひこの方は農業委員として任命していただきたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから同意第9号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立少数です。

したがって、本件は同意しないことに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第4 議案第47号 損害賠償の額を定めることについて

議 長（田之畑）

日程第4 議案第47号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第47号 損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

町が所有する公用車を会計年度任用職員が運転中の交通事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 小川香織議員。

1 番（小 川）

まずは、このたび本町議員職員による逆突により事故が発生しましたことに対しまして、町民の一人としておわび申し上げるところであります。今回の議案、事故発生日時が令和2年6月4日ということであるようですが、6月4日とは6月議会開会目前です。しかしこの件につきまして議会のほうに事故の報告が全くなかったことに対して遺憾に思います。教育委員会、学校等で何か状況が変わる事例が発生した場合は速やかに連絡をくださることがありますが、今回は議決にかかる議案でありますし示

## 会 議 の 経 過

談という問題はあるにしても、頻繁に議員全員の招集がかかる議会開催中に代表者が会議を開いて報告すべき事案ではなかったのでしょうか。今回示談成立までに時間のほうはさほどかかっておりませんが、このような報告を途中、または最初の段階から報告していただければ示談においても時間がかかってしまい、被害者に対する対応も遅れてしまうと思います。また、ドライバー等に対する安全に対する講習等もなされていないということをお聞きしました。本町任用職員が運転する公用車であるならば、運転者事故予防に関する責任の全般は町が補うべきではありますが、その点に対して、今後本町として検討される取組、また報告についてどのようにお考えであるか、町長にお尋ねします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

この事故については、ちょうど6月4日でしたけれども、会期中でしたけれども、結局現場検証とか、それと保険対応といろいろ相談があります、警察署との。そういう形でその報告が遅れたと思います。それと運転手は、公用車がいっぱいございます。バスだけに限らず、我がまち公用車がございます。運転については、これから厳正に要綱をちゃんと守るように職員に伝えておきたいと思っております。

その事故については福祉課長に説明させます。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（吉 永）

ただいまのお尋ねでありますけれども、事故の詳細につきましては、先ほどの委員会で御説明したとおりでございます。

それから今町長からもありましたとおり、運転手の研修的なものにつきましては、現在のところは実施しておりませんが、事故のたびに、事故のたびというのは職員で事故を起こしたときということですが、毎回顛末書等を書いて、その上できちっとこのことを二度と事故が起きないような形で全ての職員が共有しながら無事故を目指して取り組んでいるところでございます。そういった形でしか今は行っておりません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

今回事故の対策というのをされていないということで、今後検討されるということでした。また事故の検証等も含めて再発防止を行っていただきたいと思います。事故は、するほうが悪いというわけではなく、やはり気をつけていても起こる事例でもあります。今回はけがということでしたが、命に関わる事故もありますので、そちらのほうを十分に検討していただき賛成の立場として討論をさせていただきます。

議 長 (田之畑)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで討論を終わります。

これから議案第47号 損害賠償の額を定めることについてを採決します。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 議案第48号 訴訟上の和解について

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第48号 訴訟上の和解についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

## 会 議 の 経 過

町 長（官 原）

議案第48号 訴訟上の和解について御説明申し上げます。

大阪地方裁判所平成29年度（ワ）第4535号報償金等請求事件及び同第9555号補助金返還請求反訴事件について和解したので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第48号 訴訟上の和解についてを採決します。

本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

◆ 日程第6 議案第49号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）

日程第6 議案第49号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

## 会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

議案第49号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,771万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ62億2,071万7,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第49号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回東串良町議会臨時会を閉会します。

会 議 の 経 過

閉 会 午後 2時08分